

休会制度に関する申し合わせ

1 制度の位置づけ

この制度は、一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会（以下、「本学会」という）定款第 7 条 入会金及び会費に関する申し合わせとする。地域・協力学会及び専門領域には適用しないものとする。

2 休会の定義

本学会の正会員で、病氣療養や出産・育児、介護などのため、一時的に学会活動ができない場合、休会手続きをふめば、一定期間、会費の納入を免じ、正会員としての資格を継続することができることとする。ただし、休会期間中は下記の権利を行使できない。

- ・学会誌の受け取り
- ・筆頭発表者としての学会発表
- ・代議員選挙並びに役員等選挙の選挙権
- ・代議員、役員並びに各種委員会委員への就任

3 手続き

休会を申請する場合は、単年度単位で、2 月末日までに、本学会 HP の「入会・各種手続き」から申請書（別紙 休会届）をダウンロードし申請する。休会の申請については、庶務委員会で内容を検討し、許諾の原案を作成し、随時、理事会において許諾について検討し、結果を本人に通知する。承認された場合には、休会期間は、翌年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

復会を希望する場合は、単年度単位で、2 月末日までに、本学会 HP の「入会・各種手続き」から申請書（別紙 復会届）をダウンロードし申請する。復会の申請については、庶務委員会で内容を検討し、許諾の原案を作成し、随時、理事会において許諾について検討し、結果を本人に通知する。

また、休会期間の上限は、原則、連続して 3 年とする。休会期間が 3 年を超えた場合には復会したものとする。休会期間中は、日本体育・スポーツ・健康学会(マイページ上)に登録のある地域・協力学会及び専門領域の会費徴収事務代行は行わないものとする。

4 この申し合わせは、運営委員会の決議により改正することができる。

附則

- 1 この申し合わせは、2018 年 3 月 10 日から施行する。
- 2 この申し合わせは、2018 年 12 月 8 日から改定施行する。
- 3 この申し合わせは、2021 年 4 月 1 日から改定施行する。